

社会福祉法人 南風会役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南風会（以下「法人」という。） 法人定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事、評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等が次の各号に掲げる会議等に出席した場合は、無報酬とする。

- (1) 理事会
 - (2) 評議員会
 - (3) 定例会
- 2 但し、監事、役員が監査業務に従事した場合は、1日につき 10,000 円とする。
- 3 諸団体の開催する研修会等へ出席の場合は旅費規程に基づき、旅費を支払う事ができる。

(支給方法)

第4条 役員等の費用弁償は、原則としてその都度支給する。

(公表)

第5条 当会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。